ハ　前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(7)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日
ニ　前条第六項第一号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号イ(9)の規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係るガスを採取した位置
(2)　当該測定に係るガスを採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果
三　令第七条の二に規定する令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。）次に掲げる事項
イ　処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ　前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(2)及び(3)の規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定を行つた位置
(2)　当該測定の結果の得られた年月日
(3)　当該測定の結果
ハ　前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(4)の規定によるばいじんの除去を行つた年月日
ニ　前条第六項第二号の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第三号ロ(5)の規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る排ガスを採取した位置
(2)　当該測定に係る排ガスを採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果
四　令第七条の二に規定する令第七条第十一号の二に掲げる施設　次に掲げる事項
イ　処分した廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ　前条第十三項第四号の規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定を行つた位置
(2)　当該測定の結果の得られた年月日
(3)　当該測定の結果及び前条第十三項第四号本文の場合にあつては、当該測定の結果から推定される溶融炉内の温度
ハ　前条第十三項第五号及び第十一号ハの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る排ガスを採取した位置
(2)　当該測定に係る排ガスを採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果
ニ　前条第十三項第六号の規定による試験に関する次に掲げる事項
(1)　当該試験に係る試料を採取した位置
(2)　当該試験に係る試料を採取した年月日
(3)　当該試験の結果の得られた年月日
(4)　当該試験の結果
ホ　前条第十三項第八号の規定によるばいじんの除去を行つた年月日
ヘ　前条第十三項第十一号ニの規定による粉じんの除去を行つた年月日
五　令第七条の二に規定する令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設　次に掲げる事項
イ　処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ　前条第十四項第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ、第五号ハ、ニ及びホ(2)並びに第六号ニ、第十五項第二号ニ、第三号ニ、第四号ニ並びに第五号ニ及びホ並びに第十六項第三号ハ及びホの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定を行つた位置
(2)　当該測定の結果の得られた年月日
(3)　当該測定の結果
ハ　前条第十四項第二号ニ、第三号ホ、第四号ホ及びル、第五号ヘ並びに第六号ヘ及びヲ、第十五項第二号ヘ、第三号ヘ及びヲ、第四号ヌ並びに第五号ト及びワ、第十六項第二号の規定によりその例によることとされる第十四項第三号ホ並びに第十六項第三号ヘ及びチの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る試料を採取した位置
(2)　当該測定に係る試料を採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果
ニ　前条第十四項第四号ニ及び第六号ホ並びに第十五項第三号ホ、第四号ホ及び第五号ヘの規定による粒子状の物質等の除去を行つた年月日
ホ　前条第十四項第四号チ及び第六号リ並びに第十五項第三号リ、第四号ト及び第五号ヌの規定による測定に関する次に掲げる事項
(1)　当該測定に係る生成ガスを採取した位置
(2)　当該測定に係る生成ガスを採取した年月日
(3)　当該測定の結果の得られた年月日
(4)　当該測定の結果
六　令第七条の二に規定する令第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場　次に掲げる事項
イ　埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
ロ　最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項
(1)　当該水質検査に係る地下水等を採取した場所
(2)　当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日
(3)　当該水質検査の結果の得られた年月日
(4)　当該水質検査の結果
ハ　最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項
(1)　当該措置を講じた年月日
(2)　当該措置の内容
ニ　最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十九号の規定による測定を行つた年月日及びその結果
ホ　最終処分基準省令第二条第二項第一号ハの規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容
ヘ　最終処分基準省令第二条第二項第一号ホの規定による点検に関する次に掲げる事項
(1)　当該点検を行つた年月日及びその結果
(2)　当該点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容